

令和2年9月通常会議以降の議事運営に関する新型コロナウイルス感染症対策(正副委員長案)

〔議場・本会議関係〕

No.	項目	対応案	保健所からの助言
1	議員の出席	半数のみを基本とし、採決のみ全議員が出席する。(議席番号の奇数・偶数で分ける) 各議員は入場前に各自控え室にて検温するとともに、議場に入る前は手指の消毒を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の観点から、出席者を限定するのは適切な対応である。 ・入場前の体温測定の徹底または入場時の検温機器(サーモグラフィー等)による体温測定が重要である。 ・入場前の手指消毒の徹底が重要である。
2	執行部の出席	必要な説明員のみ出席を求め、随時の入退場を認める。(市長・副市長・総務部長 + 質問への答弁がある説明員)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の観点から、出席者を限定することは適切な対応である。
3	演台、質問席	アクリル板等は設置しない。	<ul style="list-style-type: none"> ・演台、質問席の周囲が約2m確保されていることから、特にアクリル板等を設置する必要はなく、アクリル板を消毒する職員への感染も懸念されることから、マスク着用と手指消毒を徹底することで感染防止が図れる。
4	議員席	アクリル板等は設置しない。	<ul style="list-style-type: none"> ・入場人数の制限により、一定の感染症対策は図れているので、特にアクリル板等は不要である。 ・基本的に布製の椅子は感染リスクが高く、消毒しやすい素材のものが望ましい。
5	説明員席	アクリル板等は設置しない。	<ul style="list-style-type: none"> ・アクリル板は、机上間と椅子間の両方に設置するほうが望ましいが現在の議場では難しく、必要な説明員のみ出席を求めることで感染対策を図るほうが賢明である。 ・前方に一律増設すると想定した場合、議員席とのソーシャルディスタンスが確保できないことから、現実的な対応ではない。 ・基本的に布製の椅子は感染リスクが高く、消毒しやすい素材のものが望ましい。
6	傍聴	入場時の検温機器(サーモグラフィー等)による体温測定、手指への消毒を行った上で、座席を限定して傍聴を行えるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の観点から、座席を限定は適切な対応である。 ・入場時の検温機器(サーモグラフィー等)による体温測定が必要である。 ・入場前の手指消毒の徹底指導が必要である。 ・背もたれ、ひじかけ、手すりについては、随時の消毒が必要である。

令和2年9月通常会議以降の議事運営に関する新型コロナウイルス感染症対策(正副委員長案)

No.	項目	対応案	保健所からの助言
7	質疑・一般質問	質疑・一般質問は通常通り、最大60分間行えるようにする	・感染症対策の観点から、可能な限り会議の時間は短縮することが望ましいと考えられるが、議論の重要性等を考慮して決定されるべきである。
8	委員長報告	登壇せず、委員会審査報告書の写しをタブレットに配信する。	・感染症対策の観点から、適切な対応である。 ・会議時間の短縮は感染拡大防止策のひとつである。
9	意見書	通常通り、提出要件を満たした意見書を議題とする。	・感染防止の観点からは、議題を限定し、会議時間を短縮することが望ましいと考えられるが、議論の重要性等を考慮して決定されるべきである。
10	会派説明会 (勉強会) 重要案件説明会	通常通り、各派への説明会を実施する。	・感染症対策の観点から、説明内容を事前に配布し、議案を限定することで、説明会の時間を短縮することが望ましいと考えられるが、議論の重要性等を考慮して決定されるべきである。
11	議場の消毒	休憩時間ごとに演台・質問席・議長席・傍聴席を消毒する。	・マスク着用と手指消毒の徹底により、一定の感染防止が図れる。 ・人の入れ替わる演台・質問席・議長席については積極的に消毒する必要がある。

令和2年9月通常会議以降の議事運営に関する新型コロナウイルス感染症対策(正副委員長案)

[常任委員会(予算決算常任委員会全体会除く)・分科会]

No.	項目	対応案	保健所からの助言
1	執行部の出席	最小限とする。	・感染症対策の観点から、適切な対応である。 ・説明員退席後の机・椅子の消毒が必要である。
2	傍聴	入場時の検温機器(サーモグラフィー等)による体温測定、手指への消毒を行った上で、座席を限定して傍聴を行えるようにする。	・感染症対策の観点から、適切な対応である。 ・入室時の検温機器(サーモグラフィー等)による体温測定が必要である。 ・入室前の手指消毒の徹底指導が必要である。
3	開催場所	日程調整の上、可能であれば第1及び第2委員会室のみを使用。 ※第3・第4委員会室は使用していない	・感染症対策の観点から、適切な対応である。 ・第3、第4委員会室は、ソーシャルディスタンスが確保できないので、使用は控えるべきである。
4	マイク	委員会担当書記により委員会の開催前後に消毒する。	・感染症対策の観点から、適切な対応である。
5	廊下	説明員は廊下での待機を行わないようにする。	・感染症対策の観点から、待機中の職員が壁にもたれると感染拡大の可能性があるので、第3・第4委員会室等を待機場所として指定するべきである。
6	議案審査	執行部の説明は事前に文書で配信し、委員会当日の説明は省略する。(質疑から始める)	・感染症対策の観点から、適切な対応である。 ・会議時間の短縮は感染拡大防止策のひとつである。
7	請願審査	請願者が趣旨説明の機会を求めた場合は提案説明を行えるようにする。(請願者には文書配付や紹介議員からの説明に替えることができる旨説明を行う) 請願者が提案説明を行う場合は、体温測定、手指への消毒を徹底する。	・感染症対策の観点からは、水際での予防対策が重要であり、参加者は少ないことが望ましいと考えられるが、議論の重要性等を考慮して決定されるべきである。
8	所管事務調査	委員会ごとに判断するものとする。	・感染症対策の観点からは、会議時間の短縮は感染拡大防止策のひとつであると考えられるが、議論の重要性等を考慮して決定されるべきである。

令和2年9月通常会議以降の議事運営に関する新型コロナウイルス感染症対策(正副委員長案)

〔予算決算常任委員会全体会〕

No.	項目	対応案	保健所からの助言
1	委員の出席	全委員出席する。	・感染症対策の観点から、参加者は少ないことが望ましいと考えられるが、議論の重要性等を考慮して決定されるべきである。
2	執行部の出席	必要な説明員のみ出席を求め、討論・採決には出席を求めない	・感染症対策の観点から、適切な対応である。 ・説明員退席後の机・椅子の消毒が必要である。
3	傍聴	入場時の検温機器(サーモグラフィー等)による体温測定、手指への消毒を行った上で、座席を限定して傍聴を行えるようにする。	・感染症対策の観点から、適切な対応である。 ・入室時の検温機器(サーモグラフィー等)による体温測定が必要である。 ・入室前の手指消毒の徹底指導が必要である。
4	議員の発言	議員からの質疑は質問席で、討論、動議等は演台で行う。	・質問席は周囲が約2m確保されていることから、マスク着用と手指消毒を徹底することで感染防止が図れる。
5	議案審査	各会計決算総括説明、監査委員の意見陳述、施策評価及び事務事業評価の結果報告、当初予算の説明についても説明は省略する。	・感染症対策の観点から、適切な対応である。 ・会議時間の短縮は感染拡大防止策のひとつである。

〔特別委員会〕

No.	項目	対応案	保健所からの助言
1	設置及び活動	委員会ごとに判断するものとする。	・感染症対策の観点からは、活動を見合わせることは適切な対応であると考えられるが、議論の重要性等を考慮して決定されるべきである。

令和2年9月通常会議以降の議事運営に関する新型コロナウイルス感染症対策(正副委員長案)

〔議会運営委員会〕

No.	項目	対応案	保健所からの助言
1	傍聴	入場時の検温機器(サーモグラフィー等)による体温測定、手指への消毒を行った上で、座席を限定して傍聴を行えるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の観点から、適切な対応である。 ・入室時の検温機器(サーモグラフィー等)による体温測定が必要である。 ・入室前の手指消毒の徹底指導が必要である。
2	開催場所	議場とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の観点から、適切な対応である。
3	説明方法等	<p>執行部には、提出予定議案の説明は求めない。(議案の追加提出の際には挨拶のみ求める)</p> <p>軽微な報告・連絡事項、○×等の確認はメール及びタブレット配信とし、議運では議題としない。</p> <p>会議時間の短縮のため、議会局からの説明は最小限とし、資料のとおりでよいかの確認とする。(全日程の説明、議事次第など資料の読み上げで終わるものは説明を省略する)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の観点から、適切な対応である。 ・会議時間の短縮は感染拡大防止策のひとつである。
4	協議事項	開催回数や議論の時間に留意しつつ、議会改革関連の事項も協議を再開させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の観点からは、会議時間の短縮は感染拡大防止策のひとつであると考えられるが、議論の重要性等を考慮して決定されるべきである。